

海岸基盤整備工事
(中江川排水機場・監視制御設備更新)

特 記 仕 様 書

令和 8 年度

千葉県葛南土木事務所

目 次

第1章 総 則

第1条	適用範囲	1
第2条	工事概要	1
第3条	工 期	1
第4条	準拠規定	1
第5条	詳細設計	2
第6条	事前調査	2
第7条	法令・条例の適用	2
第8条	外注品	2
第9条	工事用の水及び電力	2
第10条	建物等の損傷部の補修	2
第11条	確認・試験・検査	2
第12条	建設副産物実態調査	3
第13条	スクラップ	4
第14条	中間検査	4
第15条	出来形検査	4
第16条	保険の付保	4
第17条	民地への無断立入の禁止	5
第18条	官有地の使用	5
第19条	工事条件	5
第20条	疑義	5

第2章 工事施工

第1条	工事施工範囲と施工条件	6
第2条	輸送	7
第3条	施工一般	7
第4条	機器仕様	8

第3章 施工管理一般

第1条	提出図書	17
第2条	参考資料の貸与	17
第3条	監督職員による検査（確認を含む）及び立会等	17
第4条	品質管理	17

第4章	その他	
第1条	架空線等上空施設への接触・切断事故防止対策	18
第2条	工事中の水防等	18
特記仕様書別表		19

第1章 総 則

第1条 適用範囲

- 1 この特記仕様書は、海岸基盤整備工事（中江川排水機場・監視制御設備更新）（以下「本工事」という。）の施工に適用する。
- 2 本工事の施工に当たっては、特記仕様書及び図面によるほか、土木工事共通特記仕様書及び電気通信設備工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。
なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第2条 工事概要

- 1 施工場所：路線河海名：市川・市川地区海岸
地 名：市川市 加藤新田
- 2 工事概要：中江川排水機場の監視制御設備を更新するものである。

第3条 工 期

工期は、雨天・休日等を見込み、令和10年3月18日限りとする。

なお、休日等には、日曜日・祝日・年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

第4条 準拠規定

受注者は、本工事の施工に当たって、契約書及び本仕様書に従うほか、次の基準等に準じて施工しなければならない。また、これらの基準等は契約時点における最新版を適用しなければならない。

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| 1 電気設備指針（管財課） | 2 電気事業法 |
| 3 千葉県土木工事共通仕様書 | 4 機械工事共通仕様書（国交省） |
| 5 機械工事施工管理基準（案）（国交省） | 6 機械工事塗装要領（案）同解説（国交省） |
| 7 日本産業規格（JIS） | 8 日本電気規格調査会標準規格（JEC） |
| 9 日本電機工業会標規格（JEM） | 10 揚排水ポンプ設備技術基準（案）（国交省） |
| 11 電気通信設備工事通仕様書（国交省） | 12 危険物取扱規定 |
| 13 電気設備に関する技術基準を定める省令 | 14 電気設備技術基準 |
| 15 内線規定 | 16 労働安全衛生法 |
| 17 建築基準法 | 18 消防法及びその他関係法規 |
| 19 その他関連法規等 | |

第5条 詳細設計

1 詳細設計の実施

本工事は、受注者が設計条件をもとに、各部の詳細設計を実施するものとする。

2 詳細設計の範囲

受注者が設計図書に記載されている設計条件をもとに細部設計及び施工に必要な仮設等の設計を実施するものとする。

3 詳細設計に要する費用は従来の設計技術費率の範囲内とする。

第6条 事前調査

受注者は、工事着手に先立ち、現況の状況、関連工事その他についての綿密な調査を行い、十分に実状把握の上工事施工しなければならない。

第7条 法令・条例の適用

受注者は、工事施工に当たり、関係法令・条例等工事の施工に関する諸法令・規則を遵守するとともに、必要とする届出手続き等は受注者がこれを代行する。また、これに要する一切の費用は全て受注者の負担とする。

第8条 外注品

外注品を使用する場合は、その内容・仕様・製造者などを明らかにした文章を提出し、発注者の承諾を得るものとする。

第9条 工事用の水及び電力

工事の水及び電力は受注者が施設するとともに、水及び電力の使用料金は受注者の負担とする。

第10条 建物等の損傷部の補修

工事施工の際、既設設備を損傷しないよう十分注意すること。もし損傷した場合は発注者の指示に従い受注者の費用で速やかに原型に復旧するものとする。

第11条 確認・試験・検査

本工事に使用する機器・材料のうち、特に指示するもの以外はすべて製作工程等にて、発注者の確認及び試験を行うものとする。

なお、事前に確認及び官庁立会試験が必要なものについては監督職員と協議のうえ行うものとする。

工事が完成した時は監督職員の検査を受けなければならない。また、検査及び試験に必要な一切の費用は受注者の負担とする。

第12条 建設副産物実態調査

1 共通事項

(1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

(2) 建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。

(3) 建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

(4) 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提示し確認を受けること。

(5) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票の写しを提示すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの(受渡確認票等)を提示すること。

2 発生材処分先

本工事の発生材の処分先は、次のとおりとする。ただし、搬入先がこれによりがたい場合は、発注者・受注者間で協議し決定するものとする。

(1) 廃プラスチック

名 称：(株)市川環境エンジニアリング 行徳工場

住 所：市川市加藤新田212番地

運搬距離：約1km

第13条 スクラップ処分

本工事における、スクラップ処分は下記のとおりとする。なお、搬出先を事前に監督職員に報告すること。また、これによりがたい場合は、発注者・受注者間で協議し決定するものとする。

種別	品目等	想定重量
2号銅線	ケーブル等	約 132 kg
へビーH1	盤等	約 2.4t
へビーH2	電線管等	約 0.3 t

第14条 中間検査

- 1 本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事（以下「調査対象工事」という）に該当した場合は、千葉県建設工事検査要項（検査の区分を規定）および中間検査実施細則（中間検査実施区分を規定）の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。

（1）調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として2ヶ月に1回、隔月ごと、および主要工種を考慮し施工の変化点等で行うが、実施時期は監督員が指定する。

なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。

（2）中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象としない。

- 2 本工事は、中間検査の指定対象工事とし、中間検査を実施する。

（1）中間検査の実施は、検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の変化点で行うが、実施時期は監督職員が指定する。

なお、検査回数、検査日及び検査監氏名は別途通知する。

（2）中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象とはしない。

（3）工種及び項目・時期は、監督職員と協議の上決定する。

第15条 出来形検査

受注者は、部分払いを請求するために出来形検査を受けようとする場合は、あらかじめ工事出来形通知書を監督職員に提出しなければならない。

第16条 保険の付保

本工事については、工事目的物及び工事材料を次に示す内容で火災保険、組立保険その他の保険に附すること。なお、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに監督職員に提示すること。

- 1 被保険者 発注者、受注者及びその全下請負人
- 2 保険金額 請負代金全額
- 3 保険期間 工事着手のときから工事引渡しまでの期間

第17条 民地への無断立入の禁止

工事期間中は、民地への無断立入または資機材散乱等、紛争の因となる行為は、厳に慎まなければならない。

第18条 官有地の使用

官有地に仮設物を設置する場合は、関係諸法規に基づき手続きをしなければならない。

第19条 工事条件

- 1 工事を施工しない日、時間帯は特に定めないものとする。ただし、現場施工については、「第2章第1条3 施工条件」によるものとする。
- 2 上記施工条件に変更が生じる場合は監督職員と協議の上、決定するものとする。

第20条 疑義

契約書、仕様書、設計図書、設計図等に明記されていない事項、又は疑義のある事項については、発注者・受注者間で協議して定めるものとする。但し、技術上当然必要と認める軽微なものについては発注者の指示に従わなければならない。

第2章 工事施工

第1条 工事施工範囲と施工条件

1 施工範囲

- (1) 本工事は、中江川排水機場の監視制御設備の更新を行うものである。施工箇所は供用中の治水施設であるため、施設の運転を極力妨げないように考慮すること。
- (2) 受変電設備、自家発電設備及び機械設備等については本工事での更新対象外であるが、監視制御設備の更新に伴い配線を更新又は設備の改造が必要となる場合は、発注者へ速やかに協議し、工事内容について検討するものとする。

2 更新・整備機器一覧

機器名	規格・形状	単位	数量	施工内容
【中江川排水機場設置】				
No. 1 主ポンプ現場操作盤	屋内鋼板製スタンド形前面扉	面	1	更新
No. 2 主ポンプ現場操作盤	屋内鋼板製スタンド形前面扉	面	1	更新
空気圧縮機現場操作盤	屋内鋼板製スタンド形前面扉	面	1	更新
自家発冷却水ポンプ現場操作盤	屋内鋼板製スタンド形前面扉	面	1	更新
冷却水ポンプ現場操作盤	屋内鋼板製スタンド形前面扉	面	1	更新
真空ポンプ現場操作盤	屋内鋼板製スタンド形前面扉	面	1	更新
燃料移送ポンプ現場操作盤	屋外ステンレス製 スタンド形前面扉	面	1	更新
LCD 監視制御装置（中江川）	屋内コントロールデスク形	式	1	更新
遠方監視制御盤（中江川）	屋内鋼板製自立形前背面扉	面	1	更新
中江川排水機場入出力装置盤	屋内鋼板製自立形前背面扉	面	1	更新
ITV 制御盤（中江川）	屋内鋼板製自立形前背面扉	面	1	更新
ITV 監視制御装置（中江川）	屋内コントロールデスク形	面	1	更新
ITV カメラ	屋外ネットワークカメラ	台	2	更新
汎用性 UPS	屋内形	台	1	更新
【真間川排水機場設置】				
遠方監視制御盤（親局） 機能増設		式	1	機能増設
LCD 監視制御装置機能増設		式	1	機能増設
ITV 制御盤機能増設		式	1	機能増設
ITV 監視制御装置機能増設		式	1	機能増設

3 施工条件

- (1) 現場における撤去・据付工事は原則非出水期の施工とする。また、連続排水停止期間を十分考慮した仮設を検討すること。

- (2) 各機器の選定に当たっては、既設機器の特性を考慮し、その性能を充分満足するものであること。
- (3) 非出水期の現場施工時であっても、ポンプ全体運転の確保を基本とする。ただし、全台を停止しない短期間の切替作業は晴天時に行うものとし、全体を停止する停電作業は1日程度とすること。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議し決定するものとする。
- (4) 現場施工期間は11月から翌年3月までの5か月とする。

第2条 輸 送

受注者は、輸送に先立ち必要に応じて所轄警察署及び道路管理者と協議のうえ、輸送方法、輸送ルートを決し安全輸送を図らなければならない。

なお、輸送及び保管に伴う一切の管理責任は受注者に帰するものとし、その費用は受注者の負担とする。

第3条 施工一般

- 1 施工に当たっては、当該工事の経験のある技術者を常駐させ、技術的指導監督を行うものとする。

また、公的資格を必要とする作業については、有資格者を従事させるものとする。

- 2 工事中の安全確保及び工程の円滑な進捗を図るため、関連工事との連絡調整を十分に行い、これらの情報と留意点を本工事の作業従事者に周知徹底をしなければならない。
- 3 施工に要する仮設資材、機械器具、電力、光熱、用水等は全て受注者の負担によるものとする。
- 4 受注者は、関連工事の工程及び状況を考慮し、本工事の施工を行わなければならない。
なお、詳細日程については、監督職員及び他工事と協議しなければならない。
- 5 足場等の仮設は、十分に安全性を考慮したものとし、他工事に影響を与えないように施工するものとする。

- 6 成績書の提出

受注者は、工場及び現場における試験・検査成績書を提出するものとする。

- 7 銘板の取付

受注者は、機器名、型式、製造番号、製造年月及び製造者等を記載した銘板をつけるものとする。装置等の主要部分には、銘板、刻印又は押印等により表示を行い、主要部分及び入力端子には、結線図と容易に照合できる記号又は番号をつけるものとする。また、取扱上特に注意を要する箇所は朱書きでこれを表示するものとする。

第4条 機器仕様

更新対象機器について、新設盤及び改造盤の仕様は次のとおりとする。

1 No.1 主ポンプ現場操作盤

- (1) 所要面数 1面
- (2) 型式 屋内鋼板製スタンド形前面扉
- (3) 寸法 W800×H700(1600)×D300 程度
- (4) 盤面取付器具

名称銘板 (NP)	1 式
交流電流計	1 個
開度指示計	1 個
切替スイッチ (3 点)	1 個
切替スイッチ (2 点)	2 個
操作スイッチ (3 点)	1 個
同上表示灯 (3 点)	1 組
操作スイッチ (2 点)	4 個
同上表示灯 (2 点)	4 組
集合状態表示灯	1 式
集合故障表示灯	1 式
押釦スイッチ	2 個
その他必要品	1 式

(5) 盤内取付器具

ドアスイッチ及びスペースヒーター	1 式
母線、盤内配線及び端子台	1 式
その他必要品	1 式

2 No.2 主ポンプ現場操作盤

- (1) 所要面数 1面
- (2) 型式 屋内鋼板製スタンド形前面扉
- (3) 寸法 W800×H700(1600)×D300 程度
- (4) 盤面取付器具

名称銘板 (NP)	1 式
交流電流計	1 個
開度指示計	1 個
切替スイッチ (3 点)	1 個
切替スイッチ (2 点)	2 個
操作スイッチ (3 点)	1 個
同上表示灯 (3 点)	1 組
操作スイッチ (2 点)	4 個
同上表示灯 (2 点)	4 組
集合状態表示灯	1 式
集合故障表示灯	1 式
押釦スイッチ	2 個
その他必要品	1 式

(5) 盤内取付器具		
ドアスイッチ及びスペースヒーター		1 式
母線、盤内配線及び端子台		1 式
その他必要品		1 式
3	空気圧縮機現場操作盤	
(1)	所要面数	1 面
(2)	型 式	屋内鋼板製スタンド形前面扉
(3)	寸 法	W500×H600(1600)×D300 程度
(4) 盤面取付器具		
名称銘板 (NP)		1 式
交流電流計		1 個
開度指示計		1 個
切替スイッチ (2 点)		2 個
操作スイッチ (2 点)		2 個
同上表示灯 (2 点)		2 組
集合状態表示灯		1 式
集合故障表示灯		1 式
押釦スイッチ		2 個
その他必要品		1 式
(5) 盤内取付器具		
ドアスイッチ及びスペースヒーター		1 式
母線、盤内配線及び端子台		1 式
その他必要品		1 式
4	自家発冷却水ポンプ現場操作盤	
(1)	所要面数	1 面
(2)	型 式	屋内鋼板製スタンド形前面扉
(3)	寸 法	W500×H600(1600)×D300 程度
(4) 盤面取付器具		
名称銘板 (NP)		1 式
交流電流計		1 個
開度指示計		1 個
切替スイッチ (2 点)		2 個
操作スイッチ (2 点)		2 個
同上表示灯 (2 点)		2 組
集合状態表示灯		1 式
集合故障表示灯		1 式
押釦スイッチ		2 個
その他必要品		1 式
(5) 盤内取付器具		
ドアスイッチ及びスペースヒーター		1 式
母線、盤内配線及び端子台		1 式
その他必要品		1 式

5 冷却水ポンプ現場操作盤

(1) 所要面数 1 面

(2) 型 式 屋内鋼板製スタンド形前面扉

(3) 寸 法 W500×H600(1600)×D300 程度

(4) 盤面取付器具

名称銘板 (NP)	1 式
交流電流計	1 個
開度指示計	1 個
切替スイッチ (2 点)	2 個
操作スイッチ (2 点)	2 個
同上表示灯 (2 組)	2 組
集合状態表示灯	1 式
集合故障表示灯	1 式
押釦スイッチ	2 個
その他必要品	1 式

(5) 盤内取付器具

ドアスイッチ及びスペースヒーター	1 式
母線、盤内配線及び端子台	1 式
その他必要品	1 式

6 真空ポンプ現場操作盤

(1) 所要面数 1 面

(2) 型 式 屋内鋼板製スタンド形前面扉

(3) 寸 法 W500×H600(1600)×D300 程度

(4) 盤面取付器具

名称銘板 (NP)	1 式
交流電流計	1 個
開度指示計	1 個
切替スイッチ (2 点)	2 個
操作スイッチ (2 点)	2 個
同上表示灯 (2 組)	2 組
集合状態表示灯	1 式
集合故障表示灯	1 式
押釦スイッチ	2 個
その他必要品	1 式

(5) 盤内取付器具

ドアスイッチ及びスペースヒーター	1 式
母線、盤内配線及び端子台	1 式
その他必要品	1 式

7 燃料移送ポンプ現場操作盤

(1) 所要面数 1 面

(2) 型 式 屋外ステンレス製スタンド形前面扉

(3) 寸 法 W500×H600(1600)×D300 程度

(4) 盤面取付器具

名称銘板 (NP)	1 式
交流電流計	1 個
開度指示計	1 個
切替スイッチ (2 点)	2 個
操作スイッチ (2 点)	2 個
同上表示灯 (2 点)	2 組
集合状態表示灯	1 式
集合故障表示灯	1 式
押釦スイッチ	2 個
その他必要品	1 式

(5) 盤内取付器具

ドアスイッチ及びスペースヒーター	1 式
母線、盤内配線及び端子台	1 式
その他必要品	1 式

8 LCD 監視制御装置 (中江川)

(1) 所要面数 1 面

(2) 形 式 屋内コントロールデスク形

(3) 寸 法 W1,200×H700×D1,200 程度 (モニタ除く)

(4) 機器構成

監視制御装置	1 台
産業用コンピュータ CPU (Intel Xeon) プロセッサまたは同等以上	
RAS 機能付	
LCD モニタ 24 インチ程度	1 式
伝送装置	1 式
インターフェース装置	1 式
その他必要なもの	1 式

(5) 付属品

キーボード、マウス、OA デスク、OA 椅子、プログラミング用ローダ

(6) 機 能

秣川排水機場、湊排水機場、中江川排水機場、真間川排水機場の下記機能
施設内監視画面表示およびポンプ等主要機器の操作
計測値表示、上下限設定、数値設定
トレンドグラフ表示、アラームリスト表示、帳票表示

(7) データ保存量 (参考)

帳票日報 : 2 年程度、月報 : 10 年程度、年報 : 10 年程度
メッセージ : 1 年以上

(8) 処理点数 (ソフトウェア点数)

表示項目 (DI)	(約 105 点)
制御項目 (DO)	(約 36 点)
計測項目 (AI)	(約 24 点)
設定項目 (AO)	(約 2 点)
積算項目 (PI)	(約 1 点)

9 遠方監視制御盤（中江川）

（１）所要面数 1 面

（２）型 式 屋内鋼板製自立形前背面扉

（３）寸 法 W700×H2,300×D800 程度

（４）盤面取付器具

名称銘板（NP） 1 式

その他必要品 1 式

（５）盤内取付器具

配線用遮断器 2P 50AF 11 台

ハブ 1 台

ルーター 1 台

ONU 取付余地 1 式

水位計変換器取付余地 1 式

アレスター 4 台

アイソレータ 4 台

警報設定器 12 台

コントローラ シングル構成 1 台

C P U 工業用 32bit

使用回線：NTT 回線

<処理点数> ソフトウェア点数 1 式

表示項目（DI）（約 103 点）

制御項目（DO）（約 36 点）

計測項目（AI）（約 24 点）

設定項目（AO）（約 2 点）

積算項目（PI）（約 1 点）

ドアスイッチ及びスペースヒーター 1 式

盤内配線及び端子台 1 式

その他必要品 1 式

10 中江川排水機場入出力装置盤

（１）所要面数 1 面

（２）型 式 屋内鋼板製自立形前背面扉

（３）寸 法 W700×H2,300×D800 程度

（４）盤面取付器具

名称銘板（NP） 1 式

その他必要品 1 式

(5) 盤内取付器具

入出力装置	1 台
＜入出力点数＞ ハードウェア点数	1 式
表示項目 (DI) (約 101 点)	
制御項目 (DO) (約 33 点)	
計測項目 (AI) (約 22 点)	
設定項目 (AO) (約 一点)	
積算項目 (PI) (約 一点)	
ドアスイッチ及びスペースヒーター	1 式
盤内配線及び端子台	1 式
その他必要品	1 式

1 1 ITV 制御盤 (中江川)

(1) 所要面数 1 面

(2) 型 式 屋内鋼板製自立形前面扉

(3) 寸 法 W700×H2,300×D800 程度

(4) 盤面取付器具

名称銘板 (NP)	1 式
その他必要品	1 式

(5) 盤内取付器具

スイッチング HUB	1 式
メディアコンバータ	1 式
光成端部	1 式
保安器	1 式
電源装置	1 式
ネットワークデジタルレコーダー	1 式

圧縮方式 H. 264/JPEG

録画機能 通常録画、アラーム録画

(外部メディアへ取出可能とすること)

ドアスイッチ及びスペースヒーター	1 式
盤内配線及び端子台	1 式
その他必要品	1 式

1 2 ITV 監視制御装置 (中江川)

(1) 所要面数 1 面

(2) 型 式 屋内コントロールデスク形

(3) 寸 法 W1,200×H700×D1,200 程度

(4) 盤面取付器具

名称銘板 (NP)	1 式
その他必要品	1 式

(5) 盤内取付器具

工業用パソコン	1 台
CPU	2.3GHz 以上
主記憶装置	4GB 以上
補助記憶装置	500GB 以上
入力装置	標準キーボード、マウス
カラー液晶ディスプレイ	1 台
24 インチ程度 (解像度 1920×1080 以上)	
カメラ監視ソフトウェア	1 式
カメラ選択機能	
画面分割切替表示機能 (単画面、4 画面)	
カメラ及び付属機器の操作 (旋回、ズーム、プリセット機能等)	
コントロールデスク	1 式
椅子	1 式
盤内配線及び端子台	1 式
その他必要品	1 式

1 3 ITV カメラ

(1) 所要面数 2 台

(2) 型 式 電動ドーム型ネットワークカメラ

(3) 寸 法 メーカー標準

(4) 機 能

撮像素子	CMOS センサー
有効画素数	200 万画素以上
最低被写体照度	カラー : 0.5 lx 以下
ズーム比	光学 30 倍以上
回転範囲	水平 360° エンドレス、垂直 0~90°
映像圧縮方式	H.264
使用環境	-10℃~+40℃ 90%RH 以下 (無結露)
付属機器	

中継端子盤	メディアコンバータ、光成端部	1 面
その他必需品		1 式

1 4 汎用性 UPS

(1) 所要面数 1 台

(2) 型 式 屋内形

(3) 寸 法 W500×H500×D500 程度

(4) 機器構成

交流入力電圧	1 φ 100V 60Hz
定格出力	3kVA
定格出力電圧	1 φ 100V 60Hz
停電補償時間	10 分
蓄電池形式	製作者標準

1 5 遠方監視制御盤（親局）機能増設

(1) 所要面数 1 式

(2) 機能増設概要

中江川排水機場の監視制御設備の更新に伴う処理項目の追加・削除を行う。

(3) 機能増設内容

＜処理点数＞	ソフトウェア点数	1 式
(追加点数)		
表示項目 (DI)	(約 103 点)	
制御項目 (DO)	(約 36 点)	
計測項目 (AI)	(約 24 点)	
設定項目 (AO)	(約 2 点)	
積算項目 (PI)	(約 1 点)	
(削除点数)		
表示項目 (DI)	(約 32 点)	
制御項目 (DO)	(約 18 点)	
計測項目 (AI)	(約 8 点)	
設定項目 (AO)	(約 2 点)	
積算項目 (PI)	(約 一点)	
その他必要品		1 式

1 6 LCD 監視制御装置機能増設

(1) 所要面数 1 式

(2) 機能増設概要

中江川排水機場の監視制御設備の更新に伴う処理項目の追加・削除を行う。

(3) 機能増設内容

＜処理点数＞	ソフトウェア点数	1 式
(追加点数)		
表示項目 (DI)	(約 105 点)	
制御項目 (DO)	(約 36 点)	
計測項目 (AI)	(約 24 点)	
設定項目 (AO)	(約 2 点)	
積算項目 (PI)	(約 1 点)	

(削除点数)

表示項目 (DI) (約 31 点)

制御項目 (DO) (約 18 点)

計測項目 (AI) (約 6 点)

設定項目 (AO) (約 2 点)

積算項目 (PI) (約 一点)

その他必要品

1 式

1 7 ITV 制御盤機能増設

(1) 所要面数 1 式

(2) 機能増設概要

中江川排水機場の ITV 監視制御装置の更新に伴う改造を行う。

1 8 ITV 監視制御装置機能増設

(1) 所要面数 1 式

(2) 機能増設概要

中江川排水機場の ITV 監視制御装置の更新に伴う改造を行う。

第3章 施工管理一般

第1条 提出図書

- 1 受注者は施工に先立ち施工計画書、承諾図を提出し監督職員の承諾を得た後、工事に着手するものとする。
- 2 工事完成後は完成図書及び図面を提出するものとする。
- 3 図書の部数は下記によるものとする。提出は原図（電子納品）及び複写製本したものとし、下記の通りとする。

（１）施工計画書	2部（返却1部を含む）
（２）承諾図	2部（返却1部を含む）
（３）各種打合せ簿	2部（返却1部を含む）
（４）完成図書	2部
（５）その他の図書	2部
- 4 提出図書はA4版とし、添付する図面の大きさはA版で、製図寸法はミリメートル単位とする。

第2条 参考資料の貸与

本工事に必要な資料を手続きにより、貸与するものとするが、その取扱いについては十分注意すること。

第3条 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

- 1 本工事の段階確認は次のとおりとする。ただし、方法、日程については監督職員と協議して決定しなければならない。工場にて行う段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。
 - （１）材料確認
 - （２）機器・部品確認
 - （３）組立・寸法確認
 - （４）外観確認
 - （５）機能確認
- 2 受注者は、段階確認実施予定日の前に、自社管理記録を添付し、監督職員に段階確認の申請を行わなければならない。

なお、段階確認は監督職員の都合により書面にて確認する場合もある。

第4条 品質管理

品質管理については、「国土交通省 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）」により、実施するものとする。

第4章 そ の 他

第1条 架空線等上空施設への接触・切断事故防止対策

1 事前調査の実施

受注者は着手前の準備に当たり、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、資材等置き場、資機材運搬経路等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の事前調査（場所、種類、高さ等）を実施し、その調査結果について支障物件の有無に関わらず施工計画書に記載しなければならない。

事前調査の結果、施工上支障となる架空線が確認された場合は下記の対応を行うこととする。

2 施工計画書への記載

（１）建設機械等のブーム、ダンプトラックがダンプアップ状態等、架空線等上空施設への接触・切断が懸念される状態での移動・走行の禁止対策。また、建設機械等の施工時においては、接触・切断が懸念される状態での旋回の禁止対策。

（２）現場出入り口での「高さ制限装置の設置」や架空線等への「防護カバー設置」等の事前対策の実施方法。

（３）禁止対策及び事前対策等の定期点検並びにオペレータ・運転手等への安全教育指導の実施方法。

3 点検・教育の実施

（１）施工計画書に記載された禁止対策及び事前対策等は、定期点検を実施するものとし、改善並びに補修等が必要と確認された場合には、適宜対応するものとする。

（２）新規入場者教育、KY活動並びに安全教育時等において、オペレータ・運転手等に対し、施工計画書に記載された項目について教育の徹底を図る。

4 監督職員への報告

点検・教育の実施状況については、実施後速やかに監督職員へ報告すること。

第2条 工事中の水防等

1 工事中の水防は、監督職員と連絡を密にし、早急にその対策を講じるとともに、事後遅滞なく書面により監督職員に報告しなければならない。また、工事期間中降雨が予想される場合は、気象情報等に特に注意し次の事項を厳守するものとする。

2 作業中に雨の降ることが予想される場合には、洪水等に対する見張り人を配置し、安全対策を講ずるものとする。

3 洪水等の発生が予想される場合には作業を一旦中止し、天気予報等により降雨状況等を判断し作業の再開を決定するものとする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等 に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の 補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	I C T活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造 物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない